第四条の次に次の三条を加える。

（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）

第四条の二　法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）
二　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）
三　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）
四　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
五　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
六　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
七　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）
八　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
九　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
十　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）
十一　社会福祉法
十二　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）
十三　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
十四　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
十五　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）
十六　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）
十七　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
十八　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
十九　介護保険法
二十　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
二十一　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）
二十二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
二十三　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）
二十四　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）

第四条の三　法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　健康保険法
二　児童福祉法
三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
四　栄養士法
五　医師法
六　歯科医師法
七　保健師助産師看護師法
八　歯科衛生士法
九　医療法
十　身体障害者福祉法
十一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
十二　社会福祉法
十三　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
十四　薬事法
十五　薬剤師法
十六　老人福祉法
十七　理学療法士及び作業療法士法
十八　柔道整復師法
十九　社会福祉士及び介護福祉士法
二十　義肢装具士法
二十一　介護保険法
二十二　精神保健福祉士法
二十三　言語聴覚士法
二十四　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
二十五　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
二十六　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
二十七　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（指定医療機関の指定の更新に関する読替え）

第四条の四　法第四十九条の三第四項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第四十九条の三第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

第五条中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第六条の表を次のように改める。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条の二第二項第四号	第五十一条第二項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第二項
第四十九条の二第二項第五号	第五十一条第一項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第一項
第四十九条の二第二項第六号	第五十四条第一項	第五十四条の二第四項において準用する第五十四条第一項
	第五十一条第二項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第二項
	第五十一条第一項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第一項
第四十九条の二第二項第七号	第五十一条第一項	第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第一項
第四十九条の二第二項第八号	医療	介護